

いといがわ市

農業委員会だより

糸魚川ユネスコ
世界ジオパークのまち

vol. **21**

2024.8.31



地域計画策定の研修として行われた営農座談会の様子(7月10日ビーチホールまがたま)

みんなで考える♪

未来を語る 農業座談会

が開催されました。

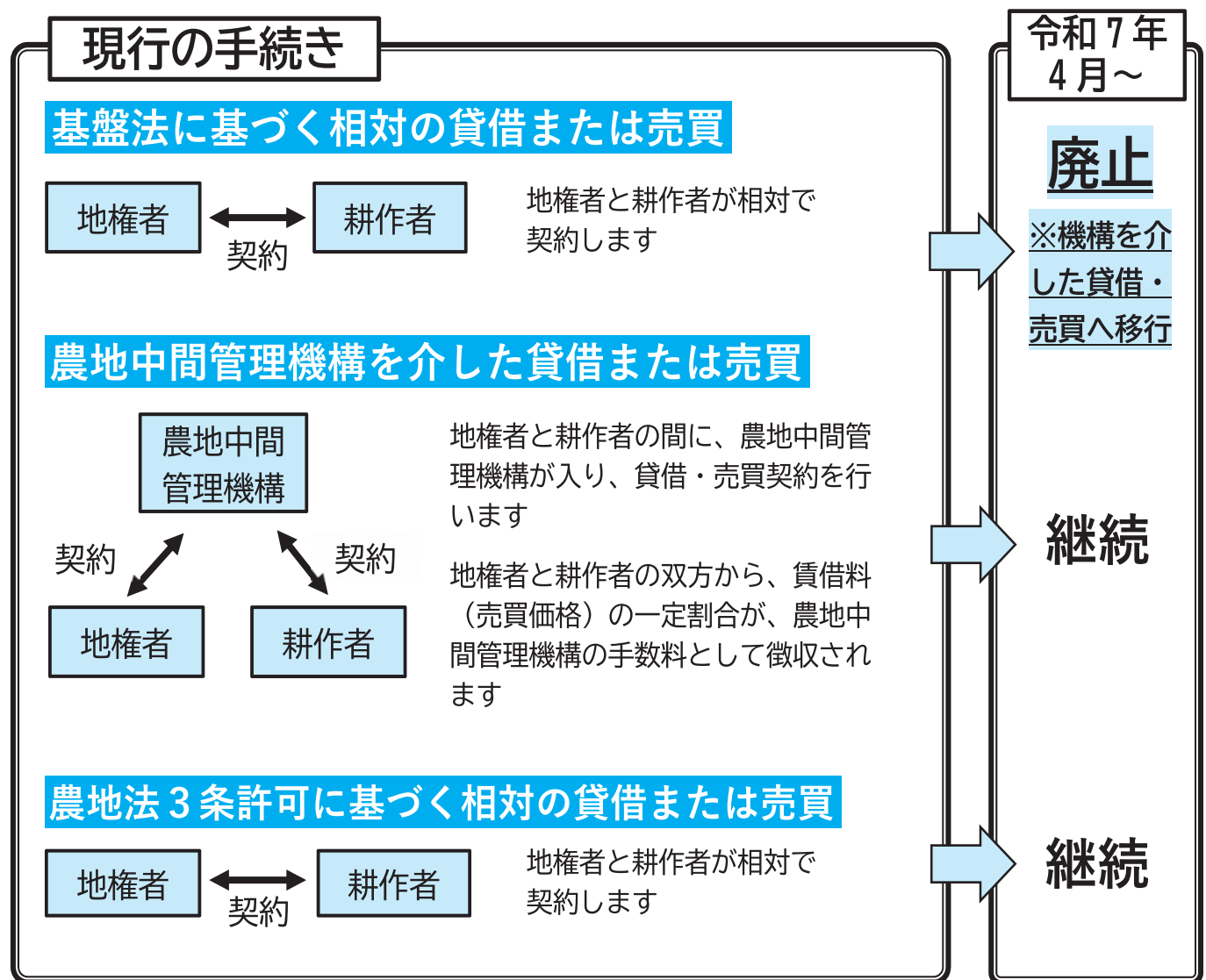
農家数は、この20年で半分以上に減っています。でも米も野菜も大切な食糧ですよね...

農家は厳しい状況ですが何とか農業を守ろうとしてきました。

農業分野では、地域計画の策定を控えています。そこで、7月17日~30日の間、市内11地区を対象に農業座談会を開催しました。いろいろな立場の方から想いを聴いて、重ねて、混ぜ合わせた時に、今までにない発想が生まれます。これをヒントに今後の地域計画に活かしたいと考えています。

農地の貸借・売買の方法が変わります

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法という。）等が改正され、令和7年4月以降は、基盤法に基づく相対の貸借・売買の手続きができなくなります。



※ 現在契約中の「基盤法に基づく相対の貸借」については、令和7年4月以降も契約期間が満了を迎えるまでは有効です。

地権者と耕作者で今後のことをご確認ください。詳しくは、農業委員会へご相談ください。

「地域計画」とは？「目標地図」ってなに？

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正によって、これまで取り組まれてきた「人・農地プラン」は「地域計画」として法定化されました。

「地域計画」は、地域農業の将来のあり方を明らかにする、言わば集落営農の設計図で、将来の営農のあるべき姿（どの農地を誰が耕作するか）を地域で話し合い、それが集約されたもの（「目標地図」といいます）を市が整理し、令和6年度末までにまとめます。

この「目標地図」（どの農地を誰が耕作するか）に載っている内容が、今後の農地の貸借契約のベースになります。

※目標地図は、令和7年度以降も変更が可能です。

人・農地プラン

令和5年4月法定化

地域計画

地域計画



「目標地図」のイメージ



令和6年7月農業座談会（西海地区）の様子

地域計画に位置付けされていない場合は、農地の貸借ができないの？

原則は、地域計画に位置付けられている必要がありますが、位置付けられていなくてもできる手続きがありますので、農業委員会にご相談ください。

「耕作をやめたい」「農地を農地以外のものにしたい」場合は…

- ・ 耕作をやめる場合は、休耕届が必要になります。
- ・ 日本型農業直接支払事業の対象農地であれば、地域との調整が必要になります。
- ・ 農地を農地以外のものにする（転用）には、申請が必要になります。

お問い合わせ先

糸魚川市
農業委員会 事務局 TEL. 025-552-1511
(糸魚川市役所内3階) FAX. 025-552-1086



ホームページ



メール送信

農業委員活動 レポート

～地域農業を守るために～

下早川地区選出で昨年7月から農業委員になりました。

先日、小学生の孫が修学旅行で東京に行ってきました。帰宅後の夕食で「ごはんうま」の一言。朝炊いた、いつものごはんなのに、普段そんな事言ったことないし、東京で何食べたんだろう。何気ない孫の一言に、「そうだよな」と思わずにんまり。

「糸魚川の米はうまい!」。良く聞く話ですが、小学生の子供までそう感じたとは。さすが糸魚川米です。

しかし、この糸魚川米も集落内での耕作者の激減等により、手のかかる農地は敬遠され生産量は減少しています。

下早川地区でも、こういった危機感から県営ほ場整備事業として赤沢地区、東海地区、あわら地区、谷根（高谷根）地区を、そして山間地の谷根（広田）



農業委員
渡辺 朗（東川原）



ほ場のパイプライン自動開閉事業を担い手農家の皆様より取りまとめていただきました。

最近では農業用ドローンの活用をはじめ、自動操舵（GPS）や自動取水栓（スマホ）の活用など今までに考えられなかったものが規模拡大や省力化のため当然のように使われています。

そして、基盤整備事業も新技術の導入ができるように進められているそうです。

さて、農業経営基盤強化法等の改正によって「地域計画」が法定化され、今後10年間の「耕作の目標地図」を各地区で作成することになりました。

最初に説明を受けた時は10年先までは無理と思っていましたが、地域の皆様にご協力いただき「守るべき農地・10年間の予定耕作者」の目標地図の案を作成しました。

今後、この資料を核として地域の皆様と前向きに話し合いを進めていけたらと考えています。

農 業 者 年 金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・60歳未満（国民年金任意加入者の場合は65歳未満）
- ・年間60日以上農業に従事している
- ・国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

特 徴

- 保険料は全額社会保険料控除の対象
- 生涯受け取ることができる終身年金
- 仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

40歳までの加入なら一定要件を満たせば保険料の補助が受けられます

一定要件を満たせば、月額最高1万円の保険料補助が受けられます。
（35歳以上の方は月額最高6千円）

後継者がいなくても受給できます!

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式です。後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。

※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付による経営継承も可能です。